

平成 22 年度第 3 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 22 年 8 月 11 日 (水) 午前 10 時から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 大熊 勝 大室 新吉 小沢 弘太郎
久保 謙 濱田 一成 牧野 さつき
山添 巖 渡辺 芳子

(欠席委員) 高橋 正則 宮嶋 忍

(事務局) 総務部長 野口 則行 総務課長 木全 和人
総務係長 小澤 龍男 総務係 佐藤 陽一

【会議概要】

1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、8 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

渡辺委員、大熊委員の 2 名を選出

4 事務局議事説明

・特別職報酬等について

平成 22 年人事院勧告について

・選挙管理委員の報酬の見直しについて (案)

5 質疑応答

【人事院勧告】

(山添委員) 区はどのような動きになるか確認する。

(総務課長) この後、東京都は東京都人事委員会から、区は特別区人事委員会から、それぞれ勧告がされる。特別区は特別区内の市場を調査して勧告されるが、人事院と同様のものになると思われる。これを一般職員の給与に反映するが、特別職報酬等も改定するときにはあらためて審議いただくことになる。

【選挙管理委員の報酬の見直しについて】

(山添委員) 報酬を見直すことは区民からの声であり、示された案について異議はない。議会でも審議会と同様の議論があるようだが、それまでのものを踏まえ進めてほしい。

前回、他の行政委員会の報酬の見直しについて話したが、直ちに見直せということではなく、いずれ見直す時期が来ることも踏まえ議論せよの意。本件は、他の特別職報酬、区長の給料や議員報酬、退職手当の額にも影響する重要な問題であり、慎重に議論を進めたい。この場ではまず、意見を聞かれている選挙管理委員の報酬をまとめたい。

報酬については、選挙管理委員の重要な職責に勤務実態を上乗せできる日額月額併用制も考えられたが、事務局の説明のとおり法解釈や区民説明が困難であれば、分かりやすい日額制とし、また問題あれば改正対応していくことでいいと考える。

参考として、この間意見をしてきたが、選挙管理委員には重い職責がある。これを区民に知ってもらう必要がある。前回、選挙管理委員会から活動状況の説明を受けたがまだ十分でない印象があり、一層充実してほしい。

また本件は、町会連合会からの陳情が発端だが、議会がその内容をしっかり確認すべきで、また、必要に応じて出し直してもらうべきだったのでは。議会は選挙管理委員に意見を聞いたようだが、本来陳情を採択する前に聞くべきである。

(牧野委員) 補充員とはどういうものか。

(総務課長) 委員会は4人のうち3人以上の出席がないと開けない。開催時に委員が病気や関係者として除斥されるなどして欠け、3人に満たないときに補充される。

(牧野委員) 誰ということはあるのか。委員会の活動は最大4人ということか。

(総務課長) 委員選任時に補充員も選任される。委員会が補充員を補充して開催することになっても3人または4人である。

(渡辺委員) 補充員への報酬は、委員会出席などした場合にのみ支給されるということか。

(総務課長) そのとおり。常に登録されているが、報酬は活動した場合にのみ支払われる。

(渡辺委員) 意見として、今回の審議で、これまで見えなかった選挙管理委員の職務と責任がよく分かった。

(小沢委員) 議会での議論はどうなっているか。審議会の意見と議会の議論の整理は。

(総務部長) 審議会にも議会にも相互の資料、議論の内容を情報提供している。本件は審議会においては諮問答申の形ではないが、区では議会、審議会双方の意見を聞いて、区長提案として改正案を整える。

(久保委員) 日額報酬の案は、特別職公務員給与法の上限額を上回るが関係はどうなのか。

(総務課長) ご指摘の対象は国の特別職公務員でありひとつの参考にはなるが、委員の報酬は各地方自治体の判断で決めることになる。なお、例えば神奈川県では日額で委員長 41,400 円、委員 37,600 円となっている。

(濱田会長) 他になければ、これまで3回にわたって議論してきたが、その内容を区長に伝える。今回は答申でなく意見であるが、主なものとして文書にまとめたので、ここで一時休憩とし意見案文を作成する。再開後、その案文について審議したいがいかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

・事務局意見案文朗読

(山添委員) 本文文末が「報告する」となっているが、審議会の意見として強めた表現はないか。

(濱田会長) 「意見を述べる」の表現としてはいかがか。

(一同) 異議なし。

(渡辺委員) 「区が示した案については適当であると考え。」とあるが、具体でなくていいか。

(総務課長) 今回の資料である案を意見に添付する。

(濱田会長) その他に質問や意見はあるか。

(一同) なし。

(濱田会長) この意見案文で全員が賛成ということで、この内容とする。ただし、最終的な文の整理については、会長に一任いただいていいか。

(一同) 異議なし。

(濱田会長) 今回の審議会の意見は、この案文の内容で、区長には審議会を代表して会長から伝える。

6 閉会